

公募型プロポーザルに係る質疑書への回答

令和8年3月25日に提出のあった質疑書について、次のとおり回答します。

No.	項目	質疑内容
1	項目	特記仕様書（p. 25・第25条業務内容）
	質疑	<p>（3）長岡京駅前線余剰スペース・庁舎南敷地利活用の検討</p> <p>⑤アイデア募集アンケート・ワークショップの実施</p> <p>過去、当該対象地等を対象とした意見聴取等の実施実績はありますか。ある場合は、その内容について開示いただくことは可能でしょうか。</p> <p>また、今回の業務でのワークショップの規模、回数等の指定はありますか。</p>
	回答	<ul style="list-style-type: none"> ・当該対象地での実績はありません。 ・規模・回数等の指定はありません。
2	項目	特記仕様書（p. 25・第25条業務内容）
	質疑	<p>（4）社会実験の検討及び企画立案について</p> <p>「利活用の方向性を確認・設定に向けた社会実験の検討・企画立案を行う」とありますが、今年度の業務において社会実験そのものの実施は含まれていないという理解でよろしいでしょうか。</p> <p>また、社会実験実施を含む場合における、実施時期及び期間等についての指定はありますか。</p>
	回答	<ul style="list-style-type: none"> ・今年度の業務に社会実験の実施は含まれていません。
3	項目	業務説明書（p6・エ業務実施方針及びオ技術提案書）
	質疑	<p>「提案者を特定できるような記載を行わないこと」とございますが、これまでの実績や経験を踏まえた提案を行うために、過去に受託した業務名や担当した地区名等を記載することは可能でしょうか。</p>
	回答	<ul style="list-style-type: none"> ・記載していただいて構いません。